

■県たばこ税・市町村たばこ税

この税は、たばこの消費に対して課税されます。たばこを購入するときにその代金の中に含まれていて、最終的にはたばこの消費者が負担することになります。

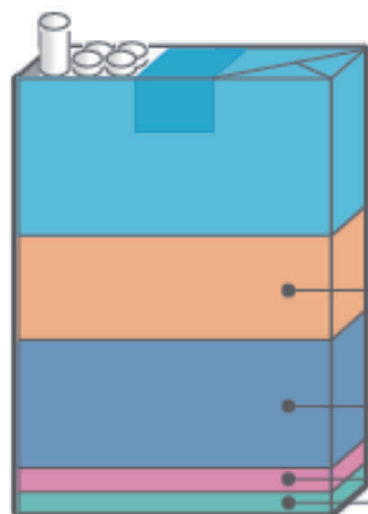


製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者

(千本あたり)



		県たばこ税	市町村たばこ税
製造たばこ	平成30年9月30日まで	860円	5,262円
	平成30年10月1日から	930円	5,692円
	令和2年10月1日から	1,000円	6,122円
	令和3年10月1日から	1,070円	6,552円



令和2年度10月1日の場合
一箱450円の場合、税負担合計は、
325.79円 (72.4%)

国たばこ税： 126.04円 (28.0%)

地方たばこ税： 142.44円 (31.7%)
県たばこ税20.00円 市町村たばこ税122.44円

たばこ特別税： 16.40円 (3.6%)

消費税： 40.91円 (9.1%)



納める人が、小売販売業者への毎月の売渡分を翌月末日までに申告し、県と市町村へ納税します。

※なお、税率引き上げに伴い、旧税率で仕入れた製造たばこを新税率引き上げ後の価格で販売することによる不当利得の防止のため、手持品課税を実施しています。

**たばこは県内で
買いましょう。**

たばこ税は、たばこを買われたお店のある県と市町村の収入になります。